

令和 3 年度
農林水産業・食品産業における
労働安全強化対策推進委託事業のうち
食品産業の安全コンサルタントによる
安全診断・指導・調査分析事業

成果報告書

令和 4 年 3 月

目次構成

目次	概要
はじめに	令和３年度労働安全強化事業の概要 食品産業における労災発生の実況 作業安全規範の実施状況調査 本書の活用ポイント 当事業に公募頂いた事業者一覧
食品事業者労働安全取組の実態と問題認識	労働安全の仕組み 全体像 現状把握の視点 診断項目の結果サマリー 現場で起こっている問題総括 問題の類別
問題類別ごとの 問題解決アプローチと事例	【カテゴリー】 Ⅰ.労働安全の仕組みに見られる問題点 -安全方針・目標展開 -労働安全管理体制 Ⅱ.業務オペレーションに見られる問題点 -製造や接客現場の労働環境 -標準文書の整備 -管理者の役割 -労災発生時の手順と再発防止 -危険予知、ヒヤリハット活動と未然防止 Ⅲ.人の基盤の側面 -安全意識醸成 -安全教育訓練 (問題層別ごとの構成) ①よく見られる問題点 ②問題点の解説（何がどのように悪いのか） ③問題解決アプローチ ④事例紹介
まとめと提言	継続的な労働安全活動と強化に向けて
ミニコラム	経営者視点で語る労働安全の大切さ (本事業の成果報告会基調講演概略)

はじめに

令和3年度労働安全強化事業の概要

- ・本報告書は食品産業の労働安全対策をさらに推進することを目的とした、安全診断・指導コンサルティングの効果について調査・分析した成果報告書である。

事業名

令和3年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進委託事業のうち食品産業の安全コンサルタントによる安全診断・指導・調査分析事業

事業目的

農林水産業・食品産業における作業事故が多発している状況を踏まえ、分野横断的に作業安全を推進すること

事業経緯

2020年2月

農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議」を設置

2021年2月

同有識者会議での議論を踏まえ、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を策定。

また、食品事業者向けに、労働安全を推進するためのハンドブックを策定し、食品事業者に求められる取組・対策や具体的事例等の周知。

2021年7月～2022年3月

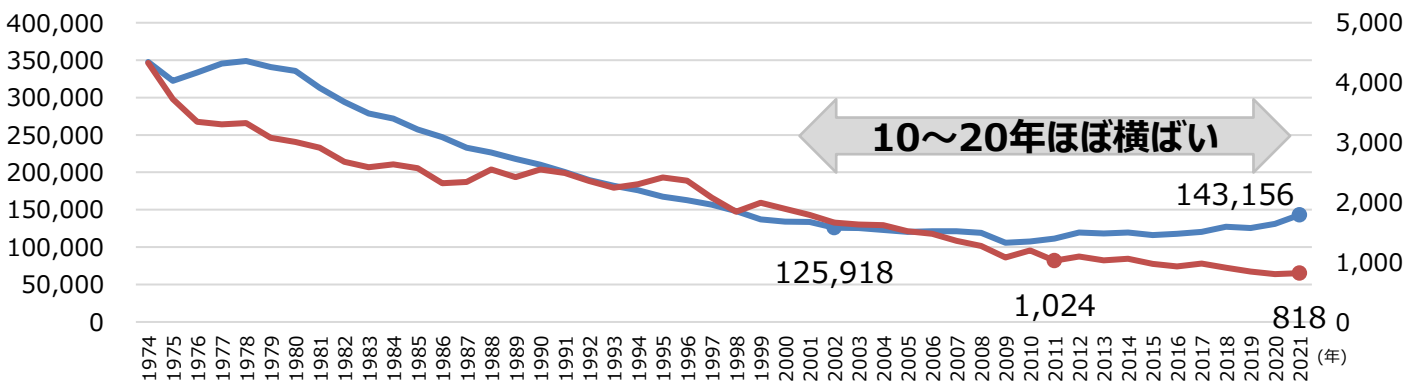
食品産業の労働安全対策をさらに推進するため、安全コンサルタントによる安全診断・指導（業務改善に関する診断・指導を含む）の効果について調査・分析

本報告書の位置づけ

食品産業における労働災害の概況

- ・労働災害はここ10～20年横ばいで推移している。
- ・食品産業は他産業と比べて、労働災害が多い。

— 休業4日以上死傷者数(人) (左軸) — 死亡者数(人) (右軸)

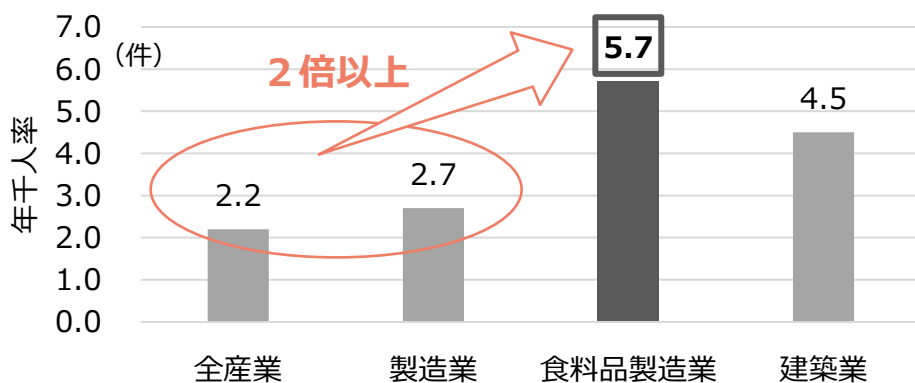


厚生労働省「労働災害発生状況」を元にJMAC作成
※2021年は速報値

食料品製造業

発生頻度が高い！全産業、製造業平均の2倍以上

労働者1,000人当たりの年間発生死傷者数（休業4日以上）



資料：
令和元年
厚生労働省「労働者死傷病報告」、
総務省「労働力調査」

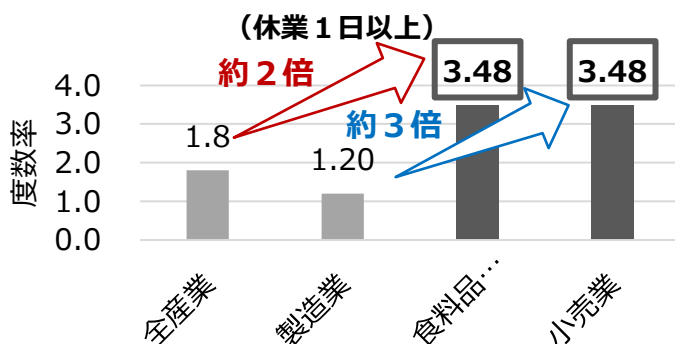
食料品製造業

小売業

発生頻度が高い！
全産業の約2倍、
製造業平均の約3倍！

100万延べ実労働時間当たりの労働災害の死傷

者数



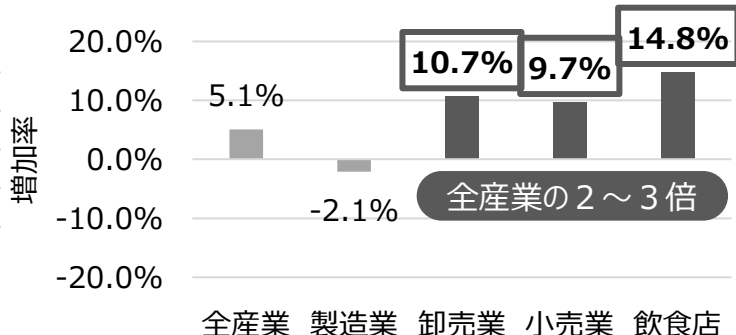
小売業

卸売業

外食産業

発生件数の増加率が
全産業の2～3倍！

死傷者数（休業4日以上）の増加率（5年間）



全産業 製造業 卸売業 小売業 飲食店

資料：厚生労働省「令和元年労働災害動向調査」
※事業所規模100人以上
※食料品製造業には、たばこ・飼料製造業を含む
※小売業には、飲食料品以外の小売業を含む

資料：厚生労働省「労働者死傷病報告」平成26年対令和元年比較
※卸売業・小売業には、飲食料品以外の卸売業・小売業を含む

作業安全規範の実施状況調査

- 農林水産省の調査によると、食品産業分野では、作業現場での直接的なリスク対処や潜在リスクに対する平時からの備え等に関しては、多くの事業者は取り組んでいるが、積極的な対策について取り組んでいる事業者は少ない。
- 労働安全に対する取り組み水準を上げていく必要がある。

取組水準を上げる必要



多くの事業者が
取り組んでいる項目

- 4 技能・免許等
- 5 朝礼・集会等
- 7 法令順守
- 8 使用方法理解
- 9 服装・保護具
- 10 健康状態把握
- 11 休憩等
- 13 燃料・薬剤保管
- 14 機械・刃物保守整備等
- 15 機械安全
- 16 適切な作業分担
- 20 4S活動
- 23 労災・補償

一部の事業者が
取り組めていない項目

- 1 目標設定
- 2 担当者等選任
- 3 研修・教育
- 6 従業者提案
- 18 危険個所対応
- 21 事故把握等
- 22 対策の記録

一部の事業者のみが
取り組んでいる項目

- 12 第三者チェック
- 17 使用方法の明文化・可視化
- 19 高齢者配慮
- 24 事故対応明文化
- 25 事業継続

作業現場での直接的なリスク対処

潜在リスクに対する平時からの備え

積極的な対策

法令等上の義務

出典：株式会社クニエ「作業安全規範活用に係る調査事業の中間報告（令和3年度農林水産業・食品産業における作業安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業）」を元にJMAC作成

本書活用のポイント

- ・労働安全の強化は労災の背景にある要因を突き止め、解決する問題解決力の強化が本質にあると考える。
- ・本書は仕組みとその運用実態から問題点を抽出し、問題解決に向けた考え方やアプローチ方法を重点に置いて構成している。
- ・アプローチ方法を参考に自社において実践を通じた問題解決力向上を図って頂きたい。

本書の特徴と活用ポイント

個別事象でなく労働安全
の仕組みと運用実態
から見た問題点の抽出

【労災の背景要因は仕組みにある】

- ・・・単なる個別事象の改善前後事例紹介ではなく、労働安全マネジメントの仕組みを俯瞰的に診断。
仕組みの設計・運用上の問題点を抽出している。

問題に対する
解決アプローチの提言
と取り組み事例の補足

【なぜ・何が問題なのかを知る】

- ・・・コンサルティングで把握した問題点の背景にある要因を解説。
要因に対する問題解決の方向性を記載したうえで、事例を掲載する。

実務者の困りごと目線で
情報を探索できる
(参考書的位置づけ)

【困りごと起点で活用できる】

- ・・・改善前後の結果でなく、困りごと目線で情報を探索し、解決に向けたアプローチ・考え方を参考として頂くことを重視。

考え方や事例を適用して
実践することでの
管理者、実務者としての
スキルアップ

【問題解決力の醸成が重要】

- ・・・管理者、実務者の方がアプローチ・考え方を自社に展開、実践することで問題解決力を身につけて頂くことを狙いとする。

当事業に公募頂いた事業者一覧

- ・全3回の公募を実施し、10社・14事業所の採択結果。
- ・製造8社,外食2社の内訳。

事業公募者一覧

No.	事業分類		事業者名 工場名	所在地
	食品 製造	外食 産業		
1	●		エスエスケーフーズ株式会社	静岡県焼津市
2	●		イセデリカ株式会社本社工場	茨城県龍ケ崎市
3	●		イセデリカ株式会社白羽工場	茨城県龍ケ崎市
4	●		株式会社ベストオーネ	滋賀県犬上郡多賀町
5	●		株式会社ファーマインド	東京都千代田区
6		●	株式会社なか卯	東京都港区
7	●		株式会社埼玉種畜牧場	埼玉県日高市
8		●	スターバックスコーヒージャパン株式会社	東京都品川区
9	●		株式会社上沖産業	宮崎県北諸県郡三股町
10	●		タムムラデリカ株式会社 第一工場	群馬県佐波郡玉村町
11	●		タムムラデリカ株式会社 第二工場	群馬県佐波郡玉村町
12	●		タムムラデリカ株式会社 佐野田沼工場	栃木県佐野市
13	●		タムムラデリカ株式会社 美野里工場	茨城県小美玉市
14	●		株式会社イトアンドフーズ	群馬県邑楽郡板倉町

食品事業者 労働安全取組の実態と問題認識

労働安全の仕組み 全体像

・労働安全の仕組みを以下3つの枠組みで定義している。

I. 労働安全の方針展開

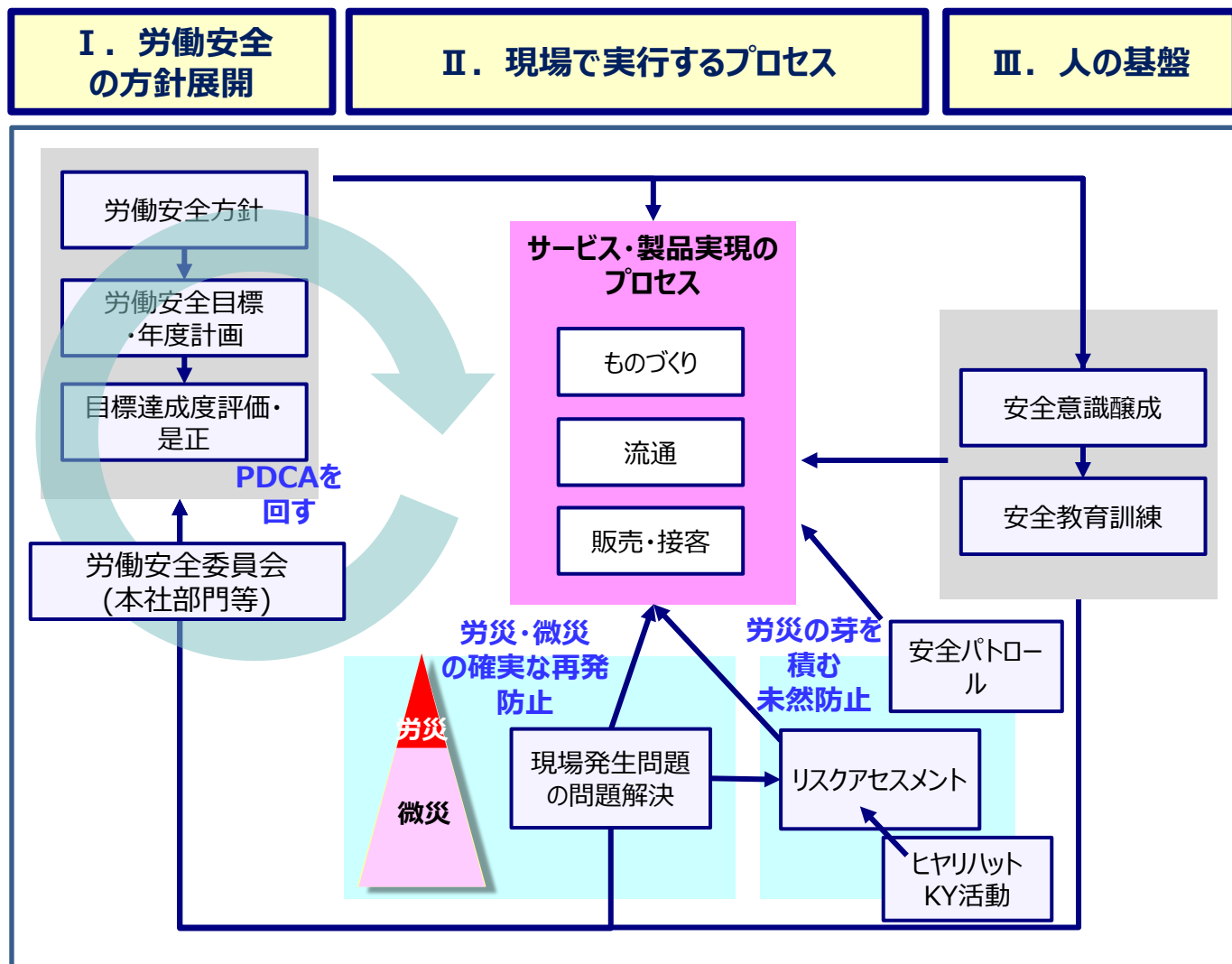
- ・労働安全に関する全社・事業所におけるトップからの方針、目標
- ・目標達成のための施策やアクションの職場単位・個人への落とし込み
- ・安全委員会のような全社横串での推進方向付け、意思決定、進捗管理、フォローアップの機能を持った体制と役割

II. 現場で実行するプロセス

- ・製造、物流、販売といった第一線の現場における労働環境
- ・業務や作業標準文書の整備と現場への浸透・定着
- ・第一線の現場を管理する監督者の役割
- ・労災発生時の対応手順の明確化、浸透と再発防止の機能
- ・危険予知、ヒヤリハット、リスクアセスメント活動を起点とした未然防止の機能

III. 人の基盤

- ・安全基本行動指針の周知・浸透、朝礼や5S活動等での日常管理による安全意識醸成
- ・目的・スキルから整備された教育訓練体系と実施有効性評価の仕組み



現状把握の視点①

- ・コンサルティングの現状把握の場面では労働安全の3つの枠組みを詳細展開し、食品産業事業者の現状把握を行った。
- ・コンサルティング場面での活用方法
 - 項目に沿ったヒアリングで状況概略を把握
 - エビデンスを文書、記録、現場観測、従業員ヒアリングのいずれか方法で把握
 - 良い点と改善点について事業者へフィードバック及び重点改善点をディスカッション
- ・以下視点を一覧項目化して掲載する。

I. 労働安全の方針展開

1	作業安全の方針展開
1-(1)	方針・目標展開
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。
1-(1)-②	目標は部・課などの職場単位に細分化され、年度初めに周知されている
1-(1)-③	目標を達成するための施策、具体的なアクションが定められ実行計画に展開されている
1-(1)-④	具体的なアクションは個人のレベルまで落とし込まれ、全従業員が理解している
1-(1)-⑤	施策、アクション並びに目標達成を評価するための指標があり、月次のサイクルで進捗確認と評価・振り返りがなされている
1-(1)-⑥	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。
1-(2)	労働安全委員会
1-(2)-①	全社或いは事業所を統括する労働安全の組織がトップ直轄で存在する
1-(2)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する
1-(2)-③	労働安全委員会が定期的に実施され、委員会の役割・開催目的が明確になっており機能している
1-(2)-④	労働安全委員会の開催議事が正式記録として残っており、意思決定、指示がされた事項は速やかに実行され、結果まで委員会で追いかけている

現状把握の視点②

・「Ⅱ.現場で実行するプロセス」の現状把握視点は以下の通り。

Ⅱ. 現場で実行するプロセス

2	現場で実行するプロセス
2-(1)	製造や接客現場の労働環境
2-(1)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取扱う。
2-(1)-②	資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。
2-(1)-③	足腰への負担、腱鞘炎、目の負担など身体への負荷がかかる作業・業務に伴う経年的な労災が発生しないための作業環境づくりが出来ている
2-(2)	標準文書の整備
2-(2)-①	作業標準・手順書が整備されており、方法だけでなく目的まで教育をしている（なぜ守らないといけないのか、守らないとどうなるのかについて）
2-(2)-②	安全な業務手順や注意喚起のためのワンポイント等を現場で可視化し、全ての従事者が見ることができるようにしている
2-(2)-③	作業標準・手順書で定められた手順を現場へ教育している
2-(3)	管理者の役割
2-(3)-①	作業標準・手順書の教育だけで終わらず、定期的な現場観察・手順や注意点の理解度確認を業務中に行い、確実な浸透・定着を行っている。
2-(3)-②	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の把握を行う。
2-(3)-③	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。
2-(3)-④	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用させる。
2-(3)-⑤	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。
2-(3)-⑥	作業中に必要な休憩を設ける。また、暑熱環境下では水分・塩分摂取を推奨する。
2-(3)-⑦	適切な技能や免許等の資格が必要な業務には、有資格者を就かせる。

現状把握の視点③

・「Ⅱ.現場で実行するプロセス」「Ⅲ.人の基盤」の現状把握視点は以下の通り。

Ⅱ.現場で実行するプロセス

2-(4)	労災発生時の手順と再発防止
2-(4)-①	【現場での一次対応として】事故や異常があった場合のアクションを現場担当者が理解している（現場への貼り出しなど）
2-(4)-②	【事業所として】事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化している
2-(4)-③	事故・異常に対する再発防止策を検討し、水平展開まで確実にこなっている
2-(4)-④	事実確認を正確に行い、抜けもれのない要因分析が関係者の知恵を寄せて実施されている
2-(4)-⑤	実施した安全対策の内容と効果を記録する。
2-(5)	危険予知、ヒヤリハット活動と未然防止
2-(5)-①	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行うと共に、新たな危険予知発見のための活動が徹底されている（チームでやること、自分でやること）
2-(5)-②	危険源となるものがなく、ものの置き場置き方が定められており、全員が遵守している
2-(5)-③	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。
2-(5)-④	安全対策の推進に向け、従業員からのボトムアップ改善提案を促す。
2-(5)-⑤	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を講じる。

Ⅲ.人の基盤

3	人の基盤
3-(1)	安全意識醸成
3-(1)-①	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。
3-(1)-②	安全に関する基本行動（5S、挨拶、規則遵守等）を定着させるための取組が存在し、各自が実践・自己評価し意識の向上に取り組んでいる
3-(2)	安全教育訓練
3-(2)-①	労働安全に関わる法令を遵守する教育が行われている。
3-(2)-②	作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人従事者を雇用している場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。
3-(2)-③	食品加工用機械等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適正な使用方法を周知・徹底する。
3-(2)-④	教育の効果測定を測る仕組みがあり、確実な理解・周知・現場での実行のために効果測定の結果からブラッシュアップした教育を継続的にしている

診断項目の結果サマリー

・カテゴリごとの診断集計結果及び考察を以下に示します。

【凡例】

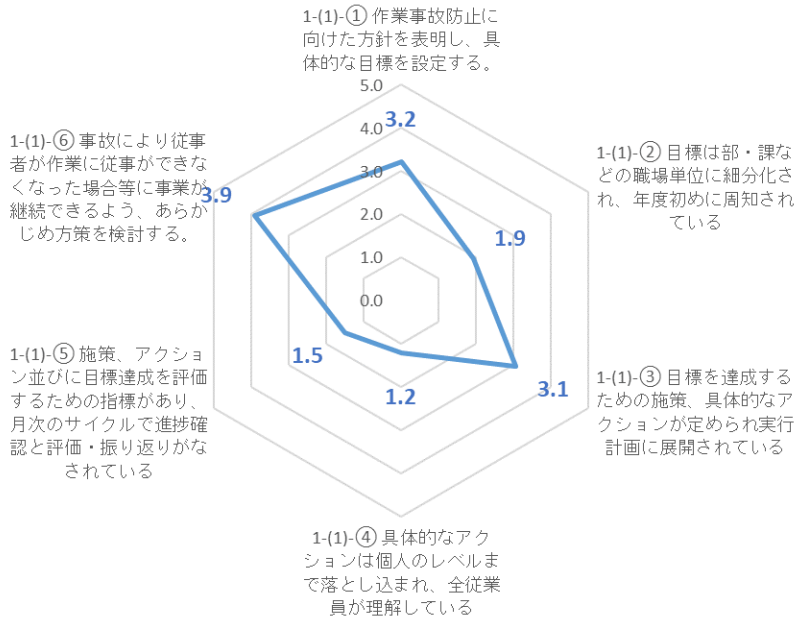
1点：できていない

3点：実施予定、
実施しているが課題あり

5点：十分できている

N=14

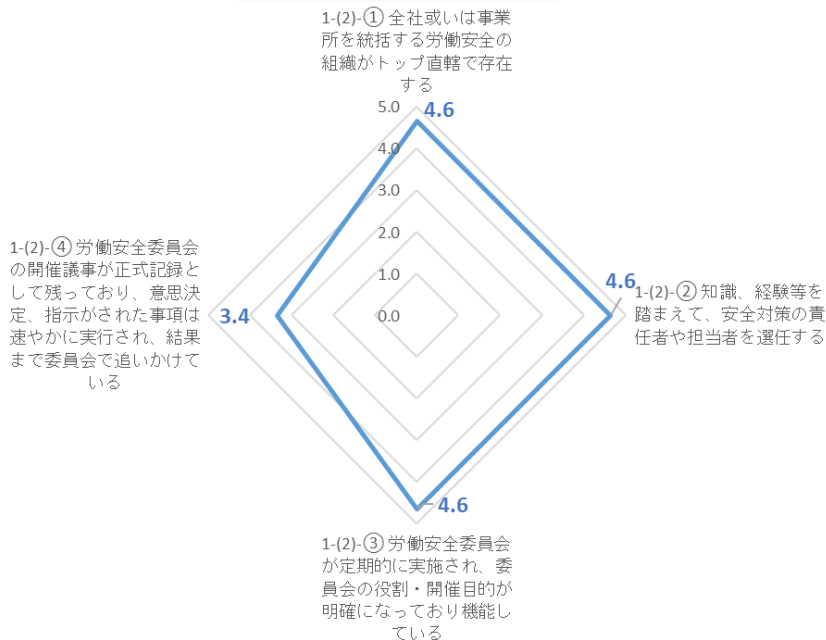
方針・目標展開



・方針は出されているものの、個人レベルへのアクションの落とし込みや、進捗管理・振り返りがなされていない
→ 行動指針が有効活用されずに形骸化している懸念

N=14

労働安全委員会



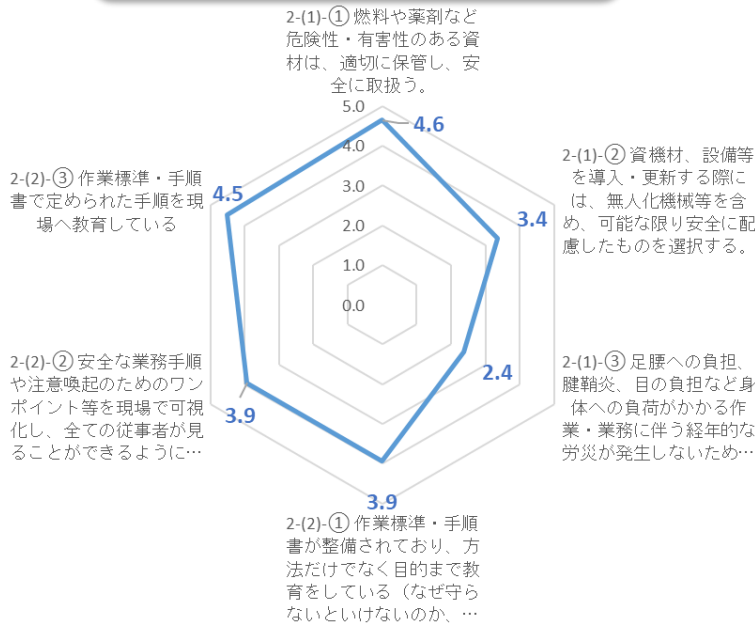
・労働安全委員会は設置され、概ね機能している
・ただし実行のフォローアップが弱点

診断項目の結果サマリー

・カテゴリごとの診断集計結果及び考察を以下に示します。

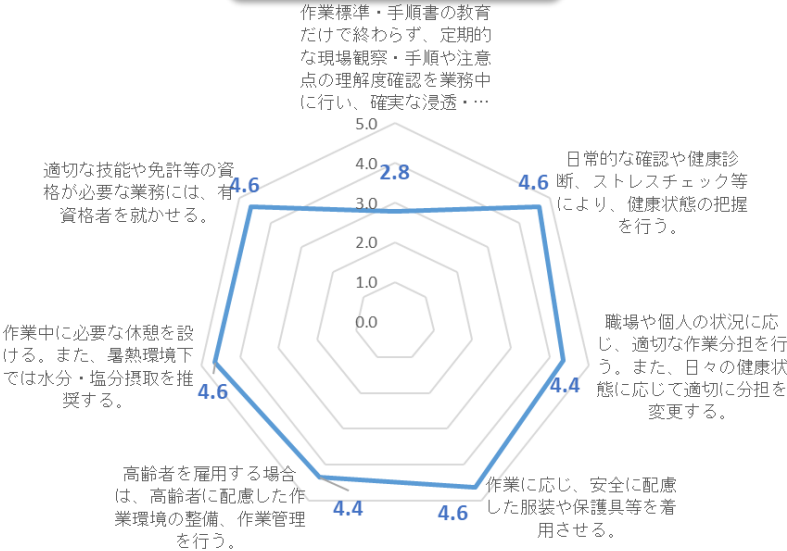
【凡例】
1点：できていない
3点：実施予定、
実施しているが課題あり
5点：十分できている

N=14 製造や接客現場の労働環境・標準文書の整備



・労働環境：身体負荷が改善されず仕方がないが当たり前化している
・標準文書の整備：整備はされているが、具備条件に抜けがある場合あり

N=14 管理者の役割



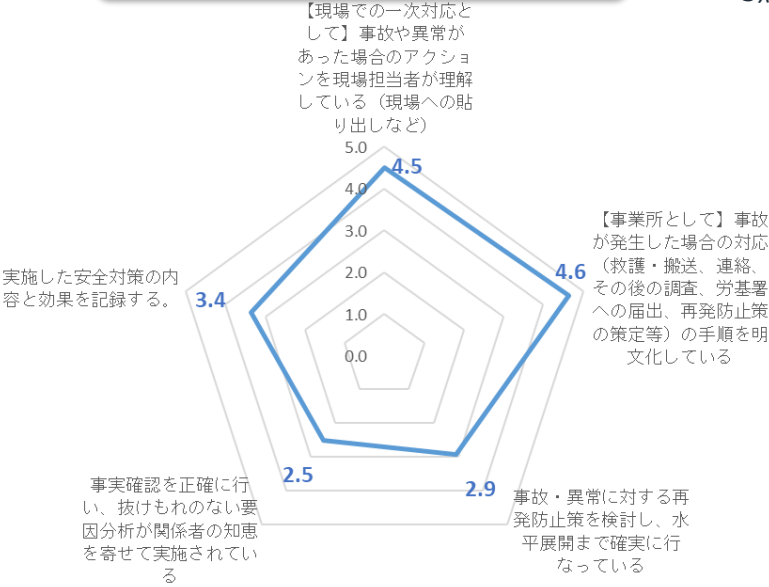
・作業標準の活用として作業観察、なぜを理解させる教育といった確実な定着のための管理ができていない
→プレーイングマネージャーである実態も背景にある

診断項目の結果サマリー

・カテゴリごとの診断集計結果及び考察を以下に示します。

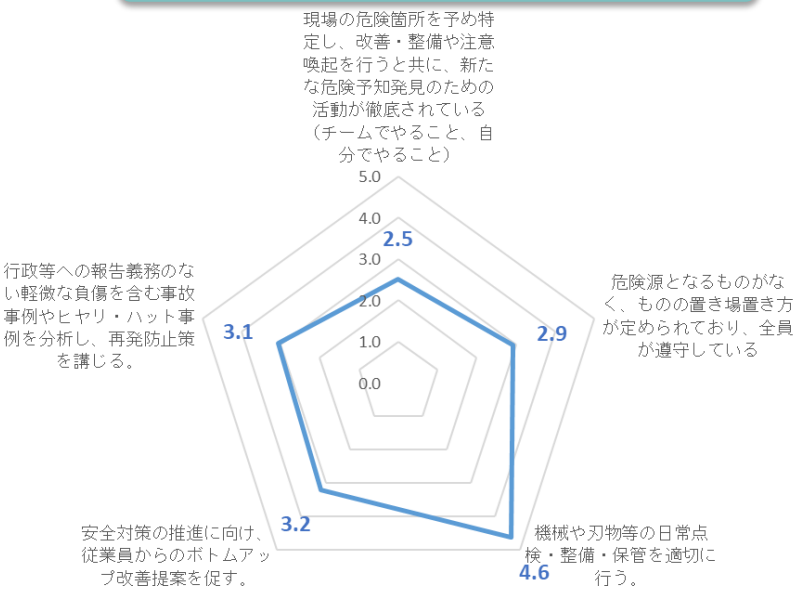
【凡例】
1点：できていない
3点：実施予定、
実施しているが課題あり
5点：十分できている

N=14 労災発生時の手順と再発防止



・対応が一次止まりで、確実な再発防止に至っていない可能性がある
→ 具体的状況・網羅性・論理性が担保されていない
要因解析で、問題解決力が不足している

N=14 危険予知、ヒヤリハット活動と未然防止



・危険予知やヒヤリハット活動はされている
・ただし、運用徹底の甘さが見受けられ、周知・水平展開までは至っていない

診断項目の結果サマリー

・カテゴリごとの診断集計結果及び考察を以下に示します。

【凡例】

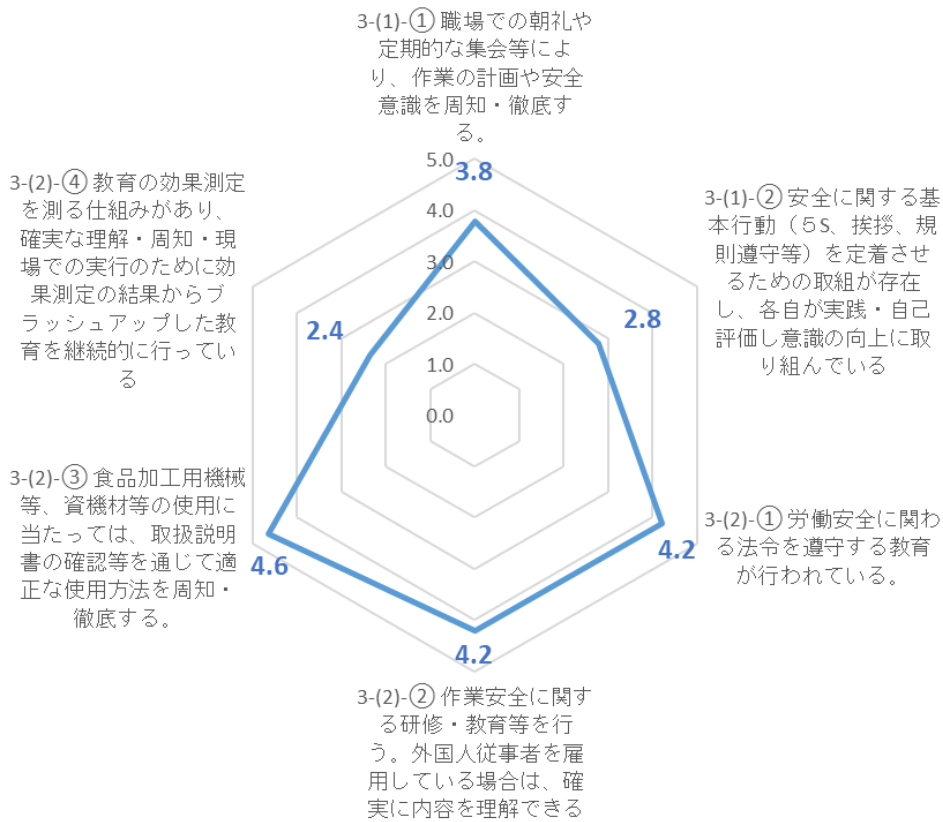
1点：できていない

3点：実施予定、
実施しているが課題あり

5点：十分できている

N=14

安全意識醸成、安全教育訓練



・安全意識醸成：

一過性やマンネリを突破できない日常管理

・安全教育訓練：

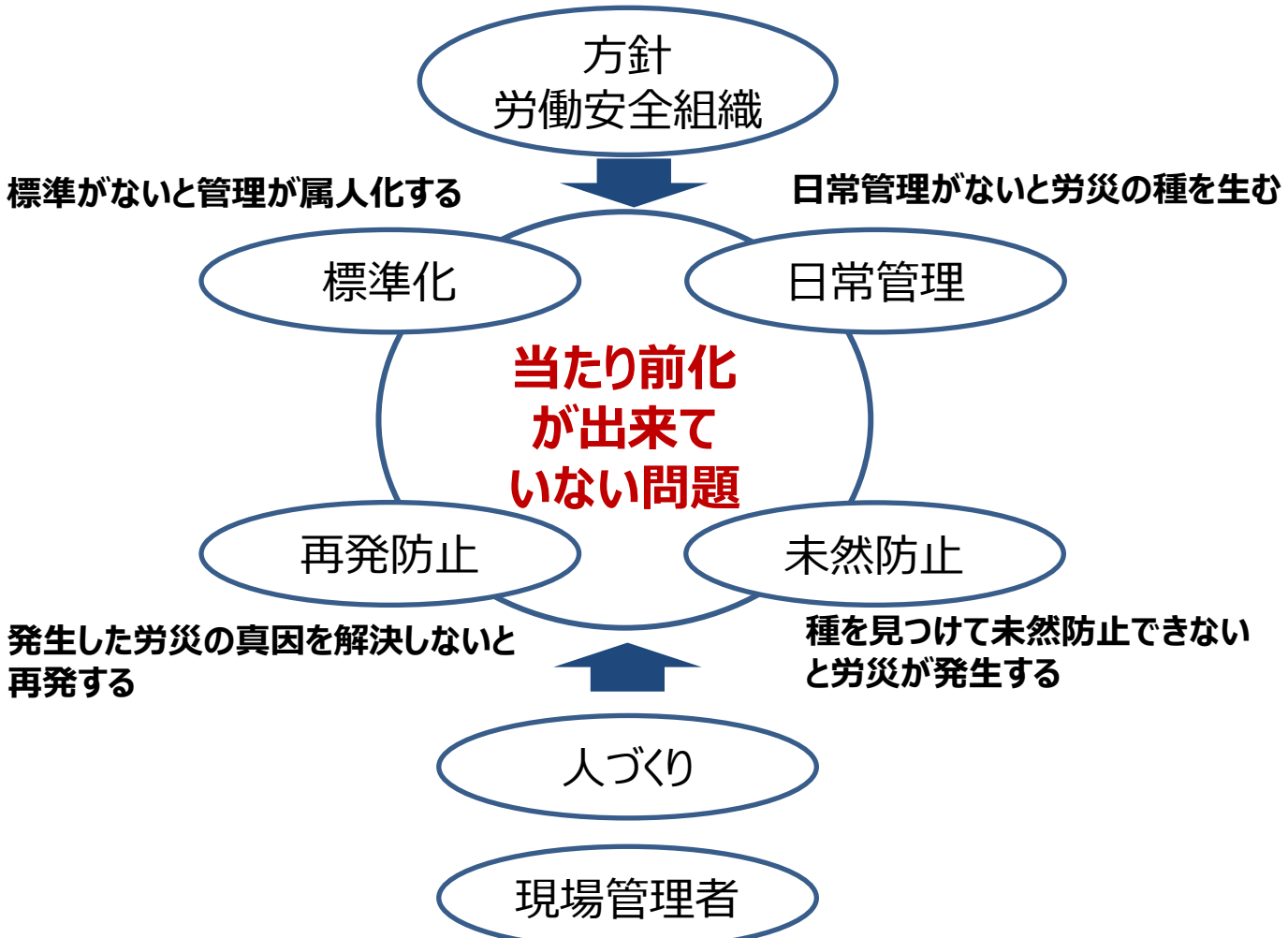
教育体系の欠如、有効性評価のないやりっぱなし教育訓練

現場で起こっている問題総括

- ・仕組みはチェーンのように繋がっており、すべてを連鎖させる必要がある。
- ・何かが抜けるだけで仕組みとして機能しない。
- ・そのため全体からネックとなる問題点を捉え、解決することが有効となる。

全体の仕組みが機能しているかを俯瞰して
コントロールするのが労働安全委員会

俯瞰してコントロールを 出来ていない問題



体質強化が出来ていない問題

人の基盤がなければ当たり前の仕組みは機能しない
人づくりを行うのは現場の管理者

問題の類別

- ・コンサルティングを通じて把握した問題を類別して以下のとおり整理した。
- ・類別ごとの問題解決アプローチ及び事例についての次パートより紹介する。

